

市税などのコンビニ納付が始まります

平成25年5月以降に発行される納付書から、これまでの金融機関に加え、国内にある右記のコンビニエンスストアでも納められるようになります。

納付の際の手数料はかかりませんので、ぜひご利用ください。

●コンビニエンスストアで納付できる市税

市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
※介護保険料と後期高齢者医療保険料はご利用できません

●納付に関するQ&A

- Q. 納付書を紛失した場合は？
A. 再発行しますので、お問い合わせください
- Q. 納税証明書の交付をすぐに受けたい場合は？
A. 納付後1カ月以内に納税証明書の交付を申請する場合、必ず領収証書を持参して市役所へお越しください

<ご注意>

下記のいずれかに該当する場合、コンビニエンスストアでは納められません。

- ①納期限の翌日から20日を経過したもの
- ②金額の訂正があるもの
- ③バーコードが印字されていないもの
- ④バーコードが印字されていても読み取りができないもの
- ⑤納付書1通で金額が30万円を超えるもの

納付できるコンビニエンスストア

- ・セブン-イレブン
- ・ファミリーマート
- ・サークルK
- ・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストアー
- ・サンクス
- ・セイコーマート
- ・ポプラ
- ・MMK※設置店
- ・くらしハウス
- ・生活彩家
- ・スーパー北海道
- ・ハセガワストア
- ・コミュニティ・ストア
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ローソン
- ・セーブオン
- ・ミニストップ
- ・エブリワン
- ・スリーエフ
- ・スリーエイト
- ・タイエー
- ・ココストア

※MMK：ATM機能などがついた複合的機械です

問／納税係 (☎内線253～255)

市民活動サポートセンター “こらむ”

2月10日、市民活動サポートセンターオープン記念として「第1回岩沼市協働のまちづくりフォーラム」が開催されました。「今、必要とされている市民力」～岩沼再生に向けたサポセンの役割～と題し東北大学大学院経済学研究科長・教授の大滝精一先生のご講演、市民と市職員の有志の皆さん総勢20名での「にわか劇団」による“はじめてのサポセン”の寸劇もありました。時折場内より笑いありの大熱演でより多くの皆さんへ市民活動サポートセンターとはどんなことをするのか、どんな支援があるのか、など少しではありますが知ってもらえたのではないのでしょうか。

その後のグループワークではサポートセンターへ向けて多くの皆さんから、「寸

劇を見てサポセンの目的が分かりました」、「市民活動団体同士をつなげる役割（コーディネーター）を担ってほしい」など、たくさん声を聞くことができました。なお、協働のまちづくりフォーラムの内容について、市のホームページでも紹介していますのでご覧ください。

今後も、より多くの市民や市民活動団体のニーズを把握しながら情報提供、情報収集の拠点として運営していきます。

開館時間は平日・土曜9時～21時、日曜・祝日は9時～17時、水曜日が休館日です。(ただし旧勤労青少年ホームの休館日は、市民活動サポートセンターも休館となります。)ぜひ足をお運びください。

問／市民活動サポートセンター (☎35-7205)

SAPOSEN